

平成 25 年 4 月 30 日

平成 25 年度公共工事設計労務単価に係る特例措置について

平成 25 年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）について国は、技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向や必要な法定福利費相当額を適切に反映させ、平成 24 年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べて大幅に上昇させるとともに、各都道府県に対し新労務単価の早期適用に努めるよう求めています。

さらに、国は、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう、特例措置を定めるとともに、都道府県においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

東京都においては、公共工事の工事費の積算に用いる労務単価を、国が定める公共工事設計労務単価に準じて決定しており、国の要請を踏まえ、新労務単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様には、特例措置の趣旨を御理解いただき、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について適切に対応されるよう、お願いします。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607

(特例措置の概要)

1 対象工事

平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して
予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う以前に支払い手続き済みの場合は対象外とする。

2 特例措置の内容

受注者は、工事請負契約書第 52 条等の規定により、旧労務単価に基づく
契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請
求することができる。

(注) 標準契約書でない場合は、工事請負契約書第 52 条と同様の条文を適用すること。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく契約金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、
契約日から 2 か月以内とする。

※ 変更の協議を請求される場合、は書面により速やかにお願ひします。